

事務連絡

2023年12月20日

各支部長様

各県病労分会長様

兵庫県職員労働組合

兵庫県立病院労働組合

会計年度任用職員の差額支給の支給時期について

連日の取り組みに敬意を表します。

会計年度任用職員の差額支給について、賃金システムで改定差額の支給処理を行うことができず、作業量が膨大になることから、2月以降となる旨の説明を当局から受けましたが、この度、2月の給与支給日になるとの説明を受けましたので、お知らせします。

なお、病院については、2月以降になる可能性が高いことから変更はありませんが、具体的なスケジュールが明らかになり次第、本部に情報提供するよう求めています。